⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　装備施設本部長からほ装工事に係る一般競争参加資格の級別の格付を受け、中国四国防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

⑶　装備施設本部長が算定したほ装工事に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が、単体又は代表者は1,100点、構成員は870点以上であること。

⑷　単体又は代表者は、平成６年度以降に元請けとして、連続鉄筋コンクリート舗装1,000㎡以上の工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。ただし、代表者以外の構成員は、平成６年度以降に元請けとして、無筋コンクリート舗装1,000㎡以上の工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

なお、当該実績が地方防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）（以下「地方防衛局等」という。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局（以下「旧防衛施設局等」という。）を含む。）の発注した工事で、平成13年12月25日以降完成したものにあっては、「防衛施設庁において実施する建設工事の請負業者の施工成績評定要領について（通知）」（平成13年12月19日付施本建第220号（ＣＣＰ））に基づく施工成績評定通知書、又は「工事成績評定要領について（通知）」（平成21年３月31日付経施第4404号）に基づく工事成績評定通知書の評定点合計（以下において単に「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。

⑸　工事全般の施工計画が適正であること。

⑹　次の基準を全て満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

ア　一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

イ　平成６年度以降に、上記⑷に掲げる工事の経験を有する者であること。

なお、当該経験が地方防衛局等（旧防衛施設局等を含む。）の発注した工事で入札説明書に示すものにあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、中国四国防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（平成６年８月31日付施本第1605号（ＣＣＰ））（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　入札に参加しようとする者との間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。詳細は入札説明書参照。）。

⑽　暴力団関係業者の排除

ア　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。

イ　入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。

３　総合評価に関する事項

⑴　評価項目

本工事の総合評価は、次のアの技術提案を受け付け、ア～ウと価格を総合的に評価して落札者を決定するものとする。

ア　企業による技術提案

・品質管理：コンクリート舗装版の初期ひび割れ防止対策について

・安全管理：建設機材及び建設資材の運搬経路における事故防止対策について

１項目に対する技術提案数は最大５までとする。

なお、技術提案数が５を越えた場合は、当該技術提案に係る配点は０点とする。

イ　工事全般の施工計画（当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見）

・現場環境等の条件把握（地形、地質、気象条件、周辺施設等の現場条件）について

・施工計画上（品質・工程・安全管理等）の課題設定について

・施工計画の具体性について

・現場等における創意工夫について

・実現性の担保（過去の実績等による裏付け）について

ウ　施工体制

⑵　落札者の決定方法

ア　入札参加者は、次の各要件に該当する者のうち、「価格」、「企業による技術提案」、「工事全般の施工計画（当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見）」、「施工体制」をもって、下記⑶総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

㋐　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

㋑　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）を下回らないこと。

イ　上記において、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。

⑶　総合評価の方法

ア　標準点　要求要件を満たしている者に標準点を100点与える。

イ　加算点　加算点の算出方法は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、技術資料の内容に応じ、上記⑴のア及びイの評価項目ごとに評価を行った結果、得られた「評価点数の合計値」を加算点として付与する。

なお、技術提案加算点の最高点数は40点とする。また、施工体制評価点の低いものに対しては、技術提案に係る評価点数に相当する加算点を減ずる場合がある。

ウ　施工体制評価点　「施工体制評価点」は上記⑴ウの項目について最高30点の評価点を与える。ただし、事前調査により、施工体制が十分に確保されない場合、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある場合、若しくは、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制が著しく確保されないおそれがある場合、減点を行う。

エ　価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と上記によって得られる「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

オ　上記⑴アの評価項目（企業による技術提案）を行わない者にあっては、上記⑴イ及びウの評価項目の評価内容に応じた加算点を算出し与える。

⑷　上記⑴ア～ウの評価項目の詳細は入札説明書による。

⑸　その他　受注者の責により入札時の上記⑴アの評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティーとして、施工成績評定を減ずることとし、１工事最大10点減ずる。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒730―0012 広島県広島市中区上八丁堀６―30　中国四国防衛局総務部契約課　電話082―223―7233

⑵　入札説明書の交付期間、交付申込先等

ア　交付期間　平成21年９月１日から同年11月２日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）。

イ　交付場所　防衛施設建設工事電子入札システムセンターより提供する。
http://www.mod-eboc.go.jp

ウ　交付の方法　すべて、電子データで交付する。
文書類：ＰＤＦ（Acrobat８形式）
図面類：ＰＤＦ（Acrobat８形式）
数量表等：excel（2007形式）
申請書類：word（2007形式）
なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

エ　使用条件　ダウンロードした資料の取り扱いに関する利用規則に同意すること。

オ　その他　通信環境の不具合等のため、希望する者は印刷物の貸与を依頼することが出来る。その場合は事前に上記４⑴へ連絡を行うこととし、貸与する入札説明書等の送付、返却は希望者の実費負担とする。